

児童手当からの保育所保護者負担金の申出徴収について

1. 制度概要

保育所保護者負担金（保育所の保育料、副食費のことをいいます。）は納付書又は口座振替で支払うことができますが、児童手当受給者が申し出た場合、児童手当の支給額の全部または一部を保育所保護者負担金の支払いに充てることができます（児童手当法第21条）。

2. 申出徴収の範囲

【例】保護者（児童手当受給者）
第1子分の保育所保護者負担金
滞納額：40,000円



第1子（7歳）
小学生
児童手当月額
10,000円



支給額(2か月分)
20,000円

第2子（2歳）
保育所入所児童
児童手当月額
15,000円



支給額(2か月分)
30,000円

※ 第1子分の児童手当だけでなく、第2子分の児童手当も支払いに充てることができます。

※ 第1子分の支給額20,000円(2か月分)と第2子分の支給額30,000円(2か月分)の合計50,000円のうち、40,000円を滞納額の支払いに充てることができます。

※ 過年度の滞納分のみ申出徴収ができます。

3. 申出徴収の具体例

第1子分の滞納額

滞納額

保育所保護者負担金： 90,000円
合 計： 90,000円

児童手当支給額

第1子分： 20,000円(2か月分)
第2子分： 30,000円(2か月分)
合 計： 50,000円



申出内容

『児童手当から保育所保護者負担金へ全額充てる』

保育所保護者負担金として 50,000円
児童手当振込額 0円



残りの滞納額 40,000円

※残りの滞納額

徴収できなかった保育所保護者負担金の滞納額は、次回支給分から徴収します。

(残りの滞納額を差し引いた金額は、指定口座に振り込みます。)

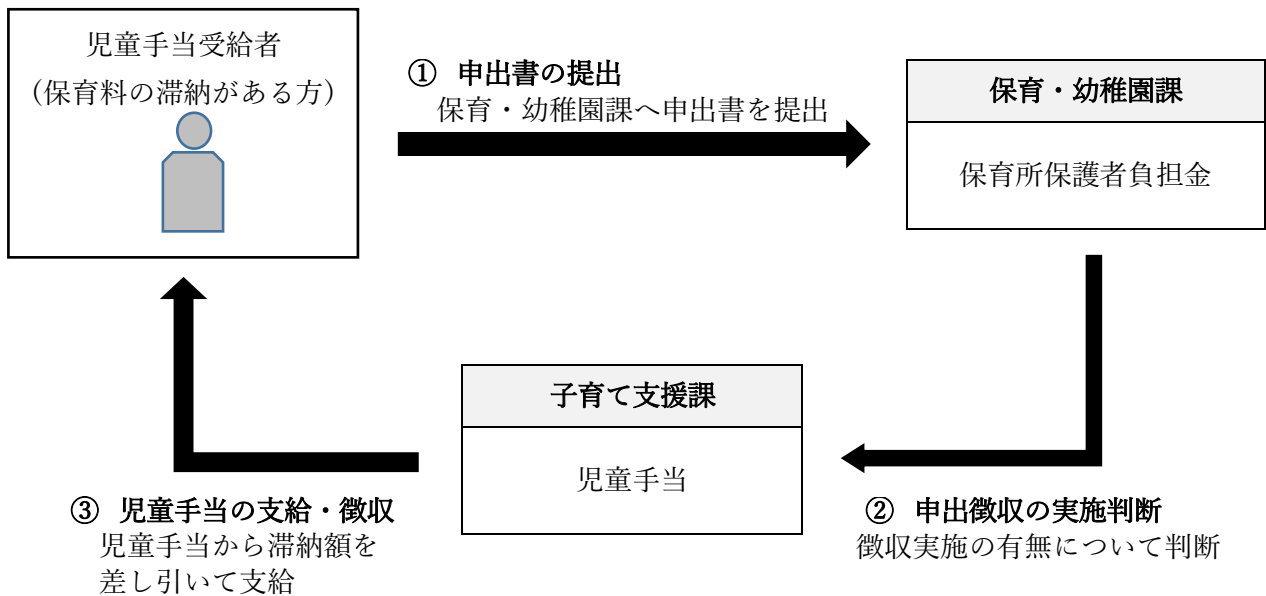
滞納額が無くなった時点で徴収は終了します。

4. 申出徴収の手続き方法

児童手当からの申出徴収は、受給者本人の申し出により実施する制度です。申出内容のとおり児童手当から徴収します。

なお、申し出の取り消し、または、申出内容を変更する場合は、改めて申し出いただく必要があります。

【徴収までの流れ】



5. その他留意事項

- 申し出をした場合でも、次の方は徴収の対象外となります。
 - 職場から児童手当が支給されている公務員の方
 - 座間市から児童手当が支給されていない方
- 申し出の時期により、直近の児童手当からではなく、次回以降の児童手当から差し引きとなる場合があります。
- 児童手当法の改正により、児童手当の支給対象、支給時期及び支給額等が変更となる場合があります。
- 学校給食費の滞納があり、児童手当からの徴収の申し出をしている場合は、納期限が古いものから徴収します。

児童手当受給者の皆さまへ

児童手当からの申出徴収による保育所保護者負担金の支払いに御協力ください。
あわせて、現年度分の各費用は期限内に納めていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

座間市保育・幼稚園課 認定給付係

電話 046-252-7202 (直通)